

番号	特定獣具使用禁止区域(銃器)の名称	区域	面積(ha)	期限(令和)
1	中込原・後家山	佐久市大字岩村田地籍の主要地方道佐久・軽井沢線と上信越自動車道との交点を起点とし、同点から同自動車道を南東進し、同自動車道と市道7-103号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道38-2号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、主要地方道下仁田・浅科線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、同県道と平尾用水との交点に至り、同点から同用水を南進し、志賀川との交点に至り、同点から同川を南進し、市道32-1号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、志賀川との交点に至り、同点から同川を東進し、市道40-1号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道32-2号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道36-1号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、国道254号線との接点に至り、同点から同国道を西進し、滑津川との交点に至り、同点から同川を西進し、県道香坂・中込線との交点に至り、同点から同県道を南進し、県道三分・中込線との接点に至り、同点から同県道を南進し、市道33-1号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、主要地方道川上・佐久線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、佐久市と南佐久郡臼田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西進し、千曲川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西進し、県道上原・猿久保線との交点(琵琶島橋)に至り、同点から同県道を東進し、主要地方道佐久・小諸線との接点に至り、同点から同主要地方道を北進し、主要地方道下仁田・浅科線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、市道2-2号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、国道141号線との交点に至り、同点から同国道を南東進し、主要地方道佐久・軽井沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	3,195	無期限
2	平根	佐久市岩村田地籍の上信越自動車道と県道佐久軽井沢線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、同県道と市道5-1号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、湯川との交点(平根橋)に至り、同点から同川を北進し、佐久市と北佐久郡御代田町との市町村界に至り、同点から同市町界を東進し、上舟沢道上歩道との交点に至り、同点から同步道を西進し、木戸入尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、平尾富士無線中継所連絡道との交点に至り、同点から同連絡道を南進し、市道7-2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、林道平尾表線との交点に至り、同点から同林道を南進し、林道大星尻線との交点に至り、同点から同林道を南進し、市道7-63号との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道7-57号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道7-103号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、上信越自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	556	6.10.31
3	平井	佐久市根岸字五本木本地籍の市道26-162号線と市道26-131号線との接点を起点とし、同点から同市道26-131号線を東進し、同市道と131林班と林班外の接線との接点に至り、同点から同接線を南進し、同接線と市道26-127号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道26-108号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道26-171号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と旧佐久市と旧望月町の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と林道新林線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道と東京電力高圧送電線(黒部幹線)との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同送電線と佐久市東立科2715番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界(別荘地界)を東進し、同番地界と佐久市東立科2726番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界を東進し、同番地界と別荘地内公衆用道路(別荘地界)との接点に至り、同点から同公衆用道路(別荘地界)を南進し、同公衆用道路と佐久市根岸4436-3番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界(別荘地界)を南進し、東京電力高圧送電線黒部幹線との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同高圧送電線と佐久市根岸4489-7番地界(別荘地界)との接点に至り、同点から同番地界を東進し、公衆用道路との接点に至り、同点から同道路を北東進し、市道26-166号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道26-161号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道26-162号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	140	8.10.31
4	美笛東	佐久市大字前山地籍の市道30-8号線と佐久市大字前山1895番地42との接点を起点とし、同点から佐久高原美笛別荘地(第2次分譲地)と別荘地外との境界を北東進し、市道30-107号線との交点に至り、同点から同別荘地と別荘地外との境界を南西進し、佐久市大字前山1895番地58と1905番地1876との接点に至り、同点から同別荘地と同別荘地外との境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	16	9.10.31
5	美笛西	佐久市大字大沢地籍の県道百沢・臼田線と市道30-81号線との接点を起点として、同点から同市道を西南進し、林道足の入線との接点に至り、同点から同林道を南西進し、民有林と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、佐久市大字前山1950番地1891と1950番地1898の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、1905番地27と1905番地1898の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、1905番地28と1905番地30境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、市道29-89号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、別荘地外と美笛コスモスの里別荘地の境界の接点に至り、同点から同境界を北東進し、市道26-4号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、林道御岳線との接点に至り、同点から同林道を北東進し、美笛コスモスの里別荘地と別荘地外との境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、佐久高原美笛別荘地(第1分譲地)と別荘地外との境界に至り、同点から同境界を南進し、県道百沢・臼田線に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	104	9.10.31
6	内山牧場・志賀牧場	佐久市大字内山地籍の長野県と群馬県の境界と主要地方道下仁田浅科線との交点を起点として、同点から同地方道を北西進し、佐久高原荒船別荘地と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、主要地方道下仁田浅科線との接点に至り、同点から同地方道を北西進し、志賀牧場と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、佐久草笛ランド別荘地と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、主要地方道下仁田浅科線との接点に至り、同点から同地方道を東進し、佐久市道40-2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、佐久草笛ランド別荘地と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、妙義荒船林道との接点に至り、同点から同林道を東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた区域	179	11.10.31
7	近津	佐久市長土呂地籍の市道S-2号線と佐久市と小諸市の市界との交点(近津神社)を起点とし、同市界を北東進し、同市界と市道S4-1号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、佐久市と御代田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東進し、更に南進し、同市町界と濁川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と市道S-2号線との交点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	153	12.10.31

8	前山	佐久市大字前山地籍の市道29-60号線と市道29-1号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、同市道と市道30-43号線との交点に至り、同点から同市道を西進し中部横断自動車道計画線との交点に至り、同点から同自動車道計画線を西南進し市道29-73号線との交点に至り、同点から同市道を西進し市道29-75号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道29-2号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道29-59号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道29-6号線との交点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	30	13.10.31
9	虚空蔵山	佐久市大字伴野所在の県道相浜本町線と市道25-16号線との交点を起点とし、同点から同市道を東進し、市道25-17号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、佐久市大字伴野367番地南の小径との交点に至り、同点から同小径を北西進し、市道26-38号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道26-27号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道26-20号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道相浜本町線との交点に至り、同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	44	15.10.31
10	美笛	佐久市大字東立科所在の市道26-1号線と市道27-16号線との交点を起点とし、同点から市道27-16号線を南東進し、同市道の終点に至り、同点から佐久市大字根岸5189番地2先の市道26-4号線へ北東進し、同市道に至り、同点から市道26-4号線を南西進し、美笛コスモスの里別荘地と別荘地外との境界の交点に至り、同点から同境界を南西進し、市道29-89号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、国有林界の交点に至り、同点から国有林界を北東進し、佐久市と旧北佐久郡望月町の旧市町界との交点に至り、同点から同旧市町界を北東進し、佐久市大字東立科16番地北の小径との交点に至り、同点から同小径を南東進し、市道26-1号線との交点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	29	15.10.31
11	切原小学校	佐久市大字中小田切地籍の市道湯原新田線と市道56線の接点を起点とし、同点から同市道を南西進し、市道811号との接点に至り、同点から同市道を北進し、東京電力株式会社鉄塔指導標第511号入り口の農地と山林の境界に通じる歩道との接点に至り、同点から同步道を北進し農地と山林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し市道679号線との接点に至り、同点から同市道を北進し市道665号線との接点に至り、同点から同市道を東進し市道湯原新田線との接点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた区域	17	11.10.31
12	雨川ダム	佐久市大字田口地籍の県道下仁田臼田線と国有林と民有林の境界線との交点を起点とし、同点から同県道を東進し、同県道と林道田口十石峠線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と歩道(通称山の神線)との交点に至り、同点から同步道を西進し、同步道と国有林と民有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と雨川との交点に至り、同点から同川を南東進し、同川と程久保沢との合流点に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と国有林と民有林の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進して起点に至る一円の区域	29	13.10.31
13	臼田	佐久市大字臼田地籍の国道141号線と市道538号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、同市道と市道955号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道17号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と千曲川左岸堤防との交点(住吉橋西詰)に至り、同点から同堤防を北進し、同堤防と旧佐久市と旧臼田町との旧市町界との交点に至り、同点から同旧市町界を北進し、さらに東進し、同旧市町界と市道228号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道220号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と主要地方同川上・佐久線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、同主要地方道と主要地方同下仁田・臼田線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、同主要地方道と県道中込・小海線との交点に至り、同点から同県道を南進し、同県道と市道10号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同町道と佐久市と佐久穂町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北進し、更に西進し、市町界と国道141号との交点に至り、同点から同国道を北進し更に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	272	9.10.31
14	望月高原牧場	佐久市協和地籍の県道雨境望月線と県道大木浅田切線の交差地点から浅田切橋を渡り市道の交差地点を起点とし、同市道を北進し、更に東進して同市道と藤ノ木防火線との接点に至り、同点から同防火線を東進し、同防火線と市道との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道とマタガリ防火線との接点に至り、同点から同防火線を東進し、同防火線と私道との接点に至り、同点から同私道を南進し同私道と林道恵の平線との接点に至り、同点から林道恵の平線を西進し、同林道と市道との接点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と藤ノ木防火線との接点に至り、同点から私道を西進し、同私道と市道との接点に至り、同点から同市道を北進し基点に至る線に囲まれた一円の区域	125	無期限
15	湯沢峰	佐久市望月大字春日地籍の県道湯沢望月線の終点を起点とし、同点から県道大木浅田切線を南進し、更に南西進し、更に北東進し、林道春日平線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、更に西進し、市道66-071号線に至る認定外道路へ至る沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、認定外道路との接点に至り、同認定外道路を北東進し、市道66-071号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、県道湯沢望月線との接点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	29	6.10.31
16	望月原	佐久市印内地籍の市道2号線と市道印内上線との交点を起点とし、同点から同市道印内上線を北東進し、同市道印内上線と農道経塚1号との接点に至り、同点から同農道を東進し、同農道と認定外道路大沢との接点に至り、同点から同認定外道路大沢を南進し、同認定外道路大沢と市道瓜生・御牧原線との接点に至り、同点から同市道を南進し、認定外道路との接点に至り、同点から同認定外道路を西進し、同認定外道路と市道2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	76	7.10.31
17	谷田上池	佐久市協和字池之平地籍の通称谷田上池と農耕地の境界と市道西谷田1号線の接点を起点とし、同点から同池と同農耕地との境界を東進し、同池と山林の境界との接点に至り、同点から同池と同山林の境界を南進し、同池と原野の境界との接点に至り、同点から同池と同原野の境界を西進し、市道西谷田1号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた区域	1	8.10.31
18	上合ノ沢	佐久市協和地籍の望月カントリークラブの敷地一円の区域	46	8.10.31

19	にごり池	佐久市大字望月地籍の国道142号線と市道通学線の交点を起点とし、同点から同市道を西進し、市道御桐谷青木線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上三井線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道古道1号線との接点に至り、同点から同市道西進し、市道古道線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道三井・古道線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道茂田井・三井線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、県道牛鹿望月線との接点に至り、同点から同県道を西進し、市道茂田井2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道茂田井旧道線との交点に至り、同点から同市道を東進し、農道和田入線との接点に至り、同点から同農道を東進し、市道御巡見・馬坂線との接点に至り、同点から同市道を北進し、国道142号線との交点に至り、同点から国道142号線を東南進して起点に至る線に囲まれた区域	55	11.10.31
20	糠塚山	小諸市乙女地籍の県道小諸中込線と繰矢川との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、同県道と市道1167号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と主要地方道佐久小諸線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西進し、同主要地方道と繰矢川との交点(小諸橋)に至り、同点から同川を北東進して起点に至る線で囲まれた一円の地域	79	14.10.31
21	布引	小諸市大久保地籍の県道諏訪白樺湖小諸線と県道立科小諸線との接点を起点とし、同点から同県道立科小諸線を北西進し、更に南進し、同県道と市道5399号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道5397号線との接点に至り、同点から同市道5397号線を南西進し、同市道と市道5396号線との接点に至り同点から同市道5396号線を西進し、旧採石場東南端接点に至り、同点から旧採石場界を西進し、更に北進し、市道5406号線に至り、同市道を西進し、同市道と林道布引線との接点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と市道5418号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、更に北進し、更に北東進し、同市道と市道5419号線との接点に至り、同点から市道5419号線を北東進し、同市道と県道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、更に北東進し、更に南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	93	無期限
22	飯綱山	小諸市大字諸地籍の主要地方道小諸・上田線と市道6134号線との交点を起点とし、同点から同市道を北進し、市道7171号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道7084線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道7083線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道0105号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、主要地方道小諸・上田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	44	13.10.31
23	古谷ダム	南佐久郡佐久穂町大日向地籍の国道299号と町道落合臼石線との接点(落合橋)を起点とし、同点から同国道を東進し、同国道と抜井川との接点(臼石橋)に至り、同点から同川を西進し、同川と古谷ダム左岸との接点に至り、同点から同左岸を西進し、同左岸と古谷ダム堰堤との接点に至り、同点から同ダム堰堤を西進し、同堰堤と町道落合臼石線との接点に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	35	7.10.31
24	雁明	南佐久郡佐久穂町大字高野町地積の町道仲田線と町道峰沢線との分岐点を起点とし、町道仲田線を西進し、同町道と町道下勝負沢線との分岐点に至り、同点から町道下菖蒲沢線を北進し、同町道と町道針ノ木沢・切原線との交点に至り、同点から町道針ノ木沢・切原線を東北進し、佐久穂町と佐久市との市町界の交点に至り、同点から同市町界を東進し、町道峰沢線との交点に至り、同点から町道峰沢線を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	47	9.10.31
25	宿岩	南佐久郡佐久穂町大字宿岩地積の国道141号線と佐久市道10号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、佐久市との境界点に至り、同点から佐久穂町佐久市の市町界線を南東進し、同市町界と町道中川原線との交点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と町道宿岩羽黒下駅線との接点に至り、同点から町道宿岩羽黒下駅線を東進し、同町道と主要地方道川上・佐久線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、同主要地方道と旧佐久町八千穂町の町界線との交点に至り、同点から同旧町界線を西進し、更に北進し、更に西進し、国道141号線との交点に至り、同点から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	94	9.10.31
26	八千穂高原	佐久穂町大字八郡字ハケ岳地籍国道299号線と唐沢水路の交点を起点とし、同点から同国道を東進し、町道2-155号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道2-157号線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、横道原東耕地との境界線との交点に至り、同点から同境界を北進し、町道2-181号との交点に至り、同点から同町道を南西進し、国道299号線と八千穂高原別荘地と横道原東耕地との境界線との交点に至り、同点から同境界線を北進し、町道2-91号線との交点に至り同町道を西進し、町道2-99号線との交点に至り同点から南西進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を南東進し、同国道と佐久穂町有別荘地と同町有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し唐沢水路との交点に至り、同点から同水路を東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	180	7.10.31
27	八千穂高原スキー場	南佐久郡佐久穂町八郡地籍の国道299号線と町道2-210号線との接点を起点とし、同点から同町道を東進し、更に南進し、同町道と町道2-202号線との接点に至り、同点から同町道2-202号線を南西進し、同町道と八千穂高原スキー場駐車場界との接点に至り、同点から同駐車場界を南東進し、同駐車場界と国道299号線との接点に至り、同点から標高1,807.1メートル標高点に至る尾根を南進し、同尾根と小海町と佐久穂町の町界との接点(標高1,807.1メートル標高点)に至り、同点から同町界を西進し、更に北西進し、同町界と大石川との接点に至り、同点から同川を北東進し、同川と国道299号線との接点に至り、同点から同国道を北東進し、更に北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	165	8.10.31
28	穂積	南佐久郡佐久穂町大字穂積1121-1地籍及び同地籍に隣接する外周の道路を含む区域	8	6.10.31
29	佐久穂町千曲川河川敷	南佐久郡佐久穂町の千曲川左岸堤防を起点とし、同点から同堤防を南進し、佐久穂町と小海町の町村界との交点に至り、同点から同町村界を東進し、千曲川右岸側堤防との交点に至り、同点から同堤防を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	60	6.10.31

30	小海高校周辺	南佐久郡小海町大字千代里地籍の国道141号線と南佐久郡小海町道本間川五箇線の交点を起点とし、同点から同町道を西進し、南佐久郡小海町道南原上線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、南佐久郡小海町道川久保八那池線に通じる農道との接点に至り、同点から同農道を北進し、南佐久郡小海町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を北進し、国道141号線との接点に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた区域	40	11.10.31
31	小海	南佐久郡小海町大字豊里地籍の町道土村・八那池線と千曲川との交点(箕輪橋)を起点とし、同点から同川左岸を北進し、相木川との交点に至り、同点から同川右岸を南東進し、町道大洲・除ヶ線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、町道鎌掛・土村線との交接点に至り、同点から同町道を西進し、小海トンネル東側入口との交点に至り、同点から小海トンネル上の山林を西進し、町道鎌掛・土村線との交点(小海トンネル西側入口)に至り、同点から同町道を西進し、町道新田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、町道芦田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	131	14.10.31
32	高登谷高原	南佐久郡川上村原地籍の村道南沢線と高登谷高原別荘地界との交点を起点とし、同点から同別荘地界を北進し、同別荘地界と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を東進し、更に東南進し、同村有林界と南沢との交点に至り、同点から同南沢を西進し、同南沢と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を西進し、同村有林界と高登谷高原別荘地界との接点に至り、同点から同別荘地界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	120	7.10.31
33	川上演習林	南佐久郡川上村御所平地積の川上村と南佐久郡南牧村の村界と筑波大学川上演習林界との接点を起点とし、同点から同演習林界を東進し、更に北西進し、更に東進し、更に北東進し、更に東進し、更に南進し、同演習林界と長野県と山梨県との県界の接点に至り、同点から同県界を南西進し、更に西進し、同県界と川上村と南牧村の村界との接点に至り、同点から同村界を北進し、更に北西進し的点に至る線に囲まれた一円の区域	189	9.10.31
34	川上村千曲川河川敷	南佐久郡川上村御所平男橋と村道2128号線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、横沢橋との交点に至り、同点から同橋を南進し、県道海の口線との交点に至り、同点から同県道を西進し、御所平男橋との交点に至り、同点から同橋を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	48	15.10.31
35	川上村千曲川河川敷(その2)	南佐久郡川上村居倉の下木戸橋と村道5137号線の交点を起点とし、同点から同村道を東進し同村道と居倉橋との交点に至り、同点から同橋を北進し同橋と居倉本線との交点に至り、同点から西進し同線と下木戸橋との交点に至り、同点から同橋を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	3	7.10.31
36	川上村千曲川河川敷(その3)	南佐久郡川上村秋山の秋山3号橋と村道6103号との交点を起点とし、同点から同村道を東進し同村道と秋山1号橋との交点に至り、同点より同橋を北進し同橋と秋山学校線・西向線との交点に至り、同点から同線を西進し同線と秋山3号橋との交点に至り、同点から同橋を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	3	7.10.31
37	野辺山	南佐久郡南牧村大字野辺山地籍の村道野辺山平沢線と村道5041号線との接点を起点とし、同点から同村道を南東進し、同村道と国立天文台野辺山との境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、更に北進し、同境界と同天文台内管理道(私道)との接点に至り、同点から同管理道を西進し、同管理道と同天文台敷地外周管理道との接点に至り、同点から同管理道を北進し、更に西進し、更に北進し、更に北西進し、同管理道と村道野辺山平沢線との接点に至り、同点から同村道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	38	9.10.31
38	海尻	南牧村海尻地籍の村道海尻駅線と村道1116号線との交点を起点として、同点から同村道を南東進し、東京電力箕輪発電所取水堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を南西進し、国道141号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、村道1004号線交点に至り、同点から同道を北西進し、村道海尻駅線との交点に至り、同点から同村道を東北進して起点に至る線で囲まれた一円の地域	8	14.10.31
39	森下	南牧村海ノ口655-1番地と国道141号線の交点を起点し、同点から同国道を南進し同国道と村道2069号線との交点に至り、同点から同村道を南西進し同村道と南牧村海ノ口1465-3番地との交点に至り、同点から杣添川を南東進し同川と南牧村海ノ口1474-9との交点に至り、同点から杣添川の右岸側を北進し、同川と千曲川との接点に至り、同点から千曲川の右岸側を北西進し同川の右岸側と南牧村海ノ口268-2番地との交点に至り、同点から千曲川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	30	7.10.31
40	立岩湖	南佐久郡南相木村字せん尻地積の主要地方道川上佐久線と村道臨幸線立岩湖橋との分岐点を起点とし、三川川の立岩湖橋を左岸に渡り、村道臨幸線と村道立岩湖線の交点に至り、同点から村道立岩湖線を南東に進み、同村道と村道平休場2号線との交点に至り、同点から村道平休場2号線を北進し、三川川を右岸に渡り同村道と主要地方道川上佐久線との交点に至り、同点から主要地方道川上佐久線を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域	8	10.10.31
41	南軽井沢矢ヶ崎 I	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢地籍の群馬県と長野県との境界と国道18号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同点から同境界を南進し、県道下仁田軽井沢との交点(和美峠)に至り、同点から同県道を北西進し、泥川との交点に至り、同点から同川を西進し、軽井沢リゾートランド進入路との交点に至り、同点から同進入路を北進し、国道18号軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を東進し、矢ヶ崎川との交点(雨宮橋)に至り、同点から矢ヶ崎川を北進し県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道18号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,114	6.10.31

42	南軽井沢矢ヶ崎Ⅱ	北佐久郡軽井沢町軽井沢地籍の国道18号線と県道下仁田軽井沢線との交点を起点として、同点から同県道を南進し矢ヶ崎川との交点に至り、同点から同川を南進し、国道18号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、軽井沢リゾートランド進入路との接点に至り、同点から進入路を南進し、泥川との交点に至り、同点から同川を南東進し、県道下仁田軽井沢線との交点に至り、同点から同県道を南進し、長野県と群馬県の境界(和美峠)に至り同点から同境界を西進し、国有林とレイクニュータウン別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、北佐久郡軽井沢町道発地馬取線との交点に至り、同点から同町道を西進し、農道60号線との接点に至り、同点から同農道を北進し、町道61号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、農地と山林の境界との接点(駒形神社)に至り、同点から同境界を北西進し、北佐久郡軽井沢町道発地南軽井沢線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、北佐久郡軽井沢町女街道線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、民有林第14林班と第16林班の境界に通する道路との接点に至り、同点から同道路を南進し、民有林第14林班と第16林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、民有林第14林班と第23林班の境界との接点に至り、同点から同林班界を北進し、北佐久郡軽井沢町道風越線との接点に至り、同点から同町道を北進し、北佐久郡軽井沢町道女街道線との交点に至り、同点から同町道を西進し、北佐久郡軽井沢町道豊登茂沢中軽井沢停車場線との交点に至り、同点から同県道を北進し、国道18号線軽井沢バイパスとの交点に至り、同点から同国道を西進し、国道18号線との交点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1,947	6.10.31
43	借宿追分	北佐久郡軽井沢大字長倉地籍の国道18号線と国道18号線軽井沢バイパスとの交点を起点とし、同点から同国道を東進し、県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線との交点に至り、同点から同県道を南進し、北佐久郡軽井沢町道追分発地線との交点に至り、同点から同町道を西進し、しなの鉄道線との交点に至り、同点から同線を西進し、北佐久郡御代田町道軽井沢御代田線との交点に至り、同点から同町道を北進し、北佐久郡軽井沢町道軽井沢御代田線との接点に至り、同点から同町道を北進し、御影用水路との交点に至り、同点から同用水路を北西進し、北佐久郡御代田町道軽井沢佐久線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、北佐久郡御代田町道西鰍沢大谷地線との接点に至り、同点から同町道を北進し、国道18号線との接点に至り、同点から同国道を西進し、北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、北佐久郡軽井沢町道浅間幹線との接点に至り、同点から同町道を東進し、北佐久郡軽井沢町道借宿千ヶ滝線との接点に至り、同点から同町道を南進し、北佐久郡軽井沢町道古宿堰上線との接点に至り、同点から同町道を南進し、国道18号線との接点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	914	無期限
44	西軽井沢	北佐久郡御代田町西軽井沢地籍の町道上ノ林大久保線と町道七口線との接点を起点とし、同点から同町道上ノ林大久保線を北東進し、同町道と町道大久保大林線との交点に至り、同点から同町道大久保大林線を南東進し、同町道と町道七口線との接点に至り、同点から同町道七口線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	15	無期限
45	宇山	北佐久郡立科町大字宇山地籍の町道蟹窪丸子線と立科町、上田市(旧丸子町)との市町界の交点を起点とし、同点から同町道を南進し、同町道と町道蟹窪線との接点に至り、同点から町道蟹窪線を南進し、同町道と国道254号との接点に至り、同点から同国道を南進し、同国道と町道中村小深山線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と町道日影林線との接点に至り、同点から町道日影林線を南西進し、同町道と立科三号幹線用水路との接点に至り、同点から同用水路を南進して国道141号との交点に至り、同交点から同町芦田地籍の立科三号用水路水門に至り、同点から町道針ノ沢線と町道菰蓮線との交点に至る線を東進し、同交点に至り、同点から町道菰蓮線を南進し、同町道と旧林道笛久保線との交点に至り、同点から同旧林道を南進し、同旧林道と林道西峰線との交点に至り、同点から林道西峰線を南西進し、同林道と立科町、小県郡長和町の町界との接点に至り、同点から同町界を北西進して、国道141号線との交点に至り、更に同町界を北進し、国道254号との交点に至り、更に同町界を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	265	9.10.31
46	太郎山	上田市常磐城地籍の市道緑が丘3-22号線と虚空蔵堂参道との接点を起点とし、同点から同市道を北進し、太郎山緑が丘登山道との接点に至り、同点から同登山道を北進し、上田市と埴科郡坂城町との市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、太郎山三角点(標高約1,164メートル)に至り、同点から同市町界を北進し、標高1,154.4メートル地点に至り、同点から同市所在の黄金沢を南東進し、黄金沢と林道西光寺線と太郎山裏参道登山口の接点に至り、同点から同林道を南東進し、上田市118林班、同116林班、同117林班及び同115林班の境界との接点に至り、同点から黄金沢を南進し、太郎山橋との接点に至り、同点から上田市道山口13号線を南進し花古屋橋北詰に至り、同点から同114林班と同113林班の耕地界を西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	158	12.10.31
47	山田・八木沢	上田市大字山田地籍の県道別所丸子線と市道舞田山田線との接点を起点とし、同点から同県道を西進し、市道山田1号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道山田池西線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道舞田山田線との接点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	30	9.10.31
48	原峠	上田市御所字原峠地籍の市道三好町原峠線と市道上田原1号線との交点を起点とし、同点から市道上田原1号線を東進して市有林158林班い小班と私有林150林班と小班との境界に至り、同点から同境界線(通称権現沢尾根)を南東進して市有林158林班い小班と私有林150林班と小班及びに小班との境界線との交点に至り、同点から称扇平尾根を南進して市有林150林班い小班と私有林150林班に小班及びは小班との境界との交点に至り、同点から尾根を西進して市道東塩田10号線との交点に至り、同点から民有林159林班い小班と市有林158林班い小班との境界を北西進して同境界と159林班い小班と私有林152林班ろ小班との境界との交点に至り、同点から市有林158林班い小班と私有林152林班ろ小班との境界線を北西進し境界標識No.561に至り、同点から151林班は小班と158林班い小班との境界線を北東進して東山尾根との接点に至り、同点から山道を北進して同山道と市道上田原10号線との交点に至り、同点から市道上田原10号線を東進して市道川辺町倉升線との交点に至り、同点から市道川辺町倉升線を北進して市道神畑原峠線との交点に至り、同点から市道上田原9号線を北東進して同市道と151林班ろ小班と151林班い小班との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	58	8.10.31

49	上田市自然運動公園	上田市大字下之郷地籍の市道99号線と三郎川と県営水道管理道路との接点を起点とし、同点から同管理道路を北進し、同管理道路と県営水道貯水池(国有林境界標杭No. 215)との接点に至り、同点から上田事業区東山国有林と上田市自然運動公園(以下「運動公園」という。)との境界線を南東進し、同境界線と民有地と運動公園の境界線との接点に至り、同点から民有地と運動公園との境界線を南西進し、同境界線と同国有林と運動公園の境界線との接点に至り、同点から同国有林と運動公園との境界線を南東進し、同境界線と同国有林192林班と193林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、同林班界と同国有林192林班と194林班の林班界との接点に至り、同点から国有林192林班と194林班との林班界を東進し、同林班界と国有林と民有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進し、同境界線と国有林191林班と192林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、同林班界と国有林と民有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と市有林と民有林の境界線との接点に至り、同点から市有林と民有林との境界線を南東進し、同境界線と運動公園1号線と市道706号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と三郎川との交点に至り、同点から同川を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	116	無期限
50	横山	上田市舞田の湯川にかかる宮の入橋を起点とし、同点から同川を南西進し、同川と保野地区と舞田地区との境界線との接点に至り、同点から同境界を北西進し、標高556.5メートルの三角点に至り、同点から保野地区と仁古田地区の境界線を北東進し、保野地区、仁古田地区及び小泉地区との境界の接点に至り、同点から仁古田地区と小泉地区との境界を北西進し、尾根の先端部で仁古田地区と小泉地区との境界の変化点に至り、同点から泉池の南西端を目指し北東進し、市道横山仁古田線との接点に至り、同点から市道東進し、北東進し、さらに東進し、同市道と同市道中野小泉線との交点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と同市道保野横山線との交点に至り、同点から同市道保野横山線を南西し、塩吹池外周の堤上の道路との交点に至り、同点から同道を南西進し、同市道保野横山線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道塩野神社線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、湯川との交点に至り、同点から同川を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	59	9.10.31
51	上田リサーチパーク	上田市下之郷の上田市道下之郷須川線と上田市道構迎原11号線との接点を起点とし、同点から同市道を北進し、上田市道東塩田14号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、郎川との接点に至り、同点から同川を北西進し、塩田運動公園南側道路との接点に至り、同点から同道路を東進し、上田市道東塩田11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、民有林2林班イ小班13と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、民有林2林班イ小班21と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、標高約580メートル地点に至り、同点から民有林と国有林の境界を南西進し、リサーチパーク内山洋電気株式会社北端と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、リサーチパーク内通称第1号公園東端と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、農地と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、上田市道下之郷須川線との交点に至り、同点から民有林と国有林の境界を南西進し、上パリノ沢との接点に至り、同点から通称東塩田北専用水路管理道路を北西進し、上田市道富士山運動公園線との接点に至り、同点から同市道を南進し、民有林と農地の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、上田市道東塩田18号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道構迎原13号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道下之郷須川線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	70	7.10.31
52	東塩田林間工業団地	上田市富士山久保地籍の市道久保峠線と鴻ノ巣線との接点を起点とし、同点から鴻ノ巣線を北東進し、民有林3林班ハ小班58と市有林界との接点に至り、同点から市有林界を東進し、丸子地域との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南進し、同線と民有林36林班口小班5番と口小班13番との接点682m地点に至り、同点から南西進し、民有林36林班ハ小班16番からハ小班24番との接点を北進し、市道富士山49号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、県道別所丸子線との接点に至り、同点から同県道を西進し、北の入池との接点に至り、同点から北の入池沿いに北西進し、市道富士山108号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道下之郷須川線との接点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	150	7.10.31
53	来光寺池	上田市大字古安曽地籍の主要地方道丸子別所線と上田市道鈴子2号線との接点を起点とし、同点から同主要地方道を約150メートル東進し、農業用水路との交点に至り、同点から同水路を南東進し、市道鈴子1号線との交点に至り、同点から同市道1号線を西進し、市道鈴子2号線との接点に至り、同点から同市道2号線を北西進し、さらに北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	6	11.10.31
54	美穂ヶ池	上田市大字芳田地籍の上田市道大屋28号線と同市道下芳田3号線との交点を起点とし、同点から同市道下芳田3号線を北進し、同市道蒼久保芳田線との交点に至り、同点から同市道を北進して、同市道下芳田2号線との接点に至り、同点から同市道を東進して、上田市と東御市との市界に至り、同点から同市界を南進し、同線と瀬沢橋東詰めとを結ぶ線との交点に至り、同点から同線を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	5	13.10.31
55	尾野山	上田市生田地籍の県道上田塩川線と市道茂沢二本木線との接点を起点とし、同点から市道茂沢二本木線を西進し、更に南西進し、更に北進し、更に西進し、更に南進し、更に西進し、市道尾野山2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道尾野山4号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道尾野山6号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道茂沢尾野山線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、更に南進し、県道上田塩川線との接点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	35	9.10.31
56	原山	上田市御岳堂地籍の主要地方道別所丸子線と県道別所丸子線との接点を起点とし、同点から市県道を南進し、民有林58林班と59林班の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、旧上田市と旧小県郡丸子町の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、民有林60林班ろ小班と同林班い小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、北原大池から主要地方道別所丸子線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を南東進し、主要地方道別所丸子線に至り、同点から同地方道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	85	9.10.31
57	入山	上田市西内地籍の内村ダム南詰と国有林界との接点を起点とし、同点から同国有林界を西進し、国道254号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、市道入山2号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、国有林界との接点に至り、同点から同国有林界を南西進し、更に北西進し、更に北東進し、更に北西進し、更に西進し、更に北西進し、更に南西進し、更に南進し、更に北西進し、更に北進し、更に西進し、更に北東進し、更に東進し、同国有林界と同ダム北詰との接点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	61	9.10.31

58	信州丸子高原グリーンヒル	小県郡丸子町大字腰越地籍の小県郡丸子町道腰越北佐久線と小県郡丸子町道深山原山1号線との交点を起点とし、同点から小県郡丸子町道腰越北佐久線を南東進し、小県郡丸子町と同郡長和町の町界との交点に至り、同点から同町界を北西進し、民有林87林班二小班17界との交点に至り、同点から同林小班と民有林88林班イ小班との境界を東進し、民有林87林班木小班と民有林88林班イ小班の境界との交点に至り、同点から民有林87林班木小班と同林班へ小班との境界を東北進し、民有林87林班ハ小班界との交点に至り、同点から同境界を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	30	7.10.31
59	菅平	上田市菅平高原の国道406号線と上田市道西組羽根尾線との交点を起点とし、同市道を北西進し県道傍陽菅平線との交点に至り、同点から同県道を東進し、上田市道下条線との交点に至り、同市道を北西進し、市道燕線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道長野菅平線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、国道406号線との交点に至り、同点から同国道を南進して、起点に至る一円の地域	150	14.10.31
60	十の原	上田市真田町長地籍の菅平ダム堰堤と国道406号線との交点を起点とし、同点から同国道を北西進し、同国道と林道大洞線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、同国道と市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に南進し、同市道と市道原野地2号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地3号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原野地3号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と県道菅平高原線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、更に北東進し、同県道と中之沢橋と二級河川中之沢との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と国道406号線との交点に至り、同点から同国道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	403	14.10.31
61	山崎の森(旧称:峰山)	上田市真田町長地籍の国道144号線と市道一斗石舟線との接点を起点とし、同点から同市道を南東進し、県道矢沢真田線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、山崎芝宮農道線との接点に至り、同点から同農道を西進し、県道長野真田線との接点に至り、同点から同県道を西進し、市道大畠横沢線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、国道144号線との接点に至り、同点から同国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	58	12.10.31
62	東組	上田市菅平高原の国道406号線と上田市道原野地2号線との交点を起点とし、同点から同国道を東進し県道菅平高原線との交点に至り、同点から同県道を南東進し市道原野地線との交点に至り、同点から同市道を南西進し市道原野地3号線との交点に至り、同点から市道原野地3号線を南西進し市道原野地2号線との交点に至り、同点から市道原野地2号線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	90	13.10.31
63	赤井	上田市真田町所在の市道赤井日向線と900m等高線の交点を起点とし、同点から同市道を東進し、950m等高線との交点に至り、同点から同等高線を東進し、大沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、900m等高線との交点に至り、同点から同等高線を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	3	15.10.31
64	中平	上田市真田町所在の県道真田東部線といのこ原赤井農道との交点を起点とし、同点から同農道を西進し、県道長野真田線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、県道真田東部線との交点に至り、同点から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	4	15.10.31
65	竹室	上田市真田町所在の市道大畠小玉線と市道荒井赤井線との交点を起点とし、同点から市道荒井赤井線を北進し、市道中原下塚線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道大畠小玉線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	7	15.10.31
66	番所ヶ原	上田市武石番所ヶ原地籍の武石川と焼山沢との合流点を起点とし、同点から焼山沢を南西進し、同沢と国有林界との交点に至り、同点から同境界を西進し、武石川との交点に至り、同点から同川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	181	6.10.31
67	獅子ヶ城	上田市武石小沢根地籍の民有林72林班は小班と70林班ろ小班との接点を起点とし、同点から72林班と70林班の境界を南進し、上田市と長和町の市町界との接点に至り、同点から同市町界を南西進し、74林班と国有林との交点に至り、同点から国有林界を北東進し、75林班と76林班の交点に至り、同点から75林班と76林班の林班界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	190	6.10.31
68	下小島	上田市大字小島地籍の市道構小島3号線と上田市道構小島4号線の接点を起点とし、同点から市道構小島3号線を約50メートル西進し、車道との接点に至り、同点から同車道を南西進し、同車道の終点に至り、同点から農業用水路を南西進し、市道構小島2号線終点地先の車道の終点との接点に至り、同点から一級河川湯川対岸の市道保野3号線地先の車道の終点と同河川との接点との見通し線を北西進し、同河川との接点に至り、同点から同河川を北進し、更に北東進し、同河川の屈曲点の右岸水路との接点に至り、同点から同水路を東進し、市道構小島3号線との接点に至り、同点から同市道を南進し更に西進し、上田市小島428番地と432番地の境界線との接点に至り、同点から同線を西進し、車道との接点に至り、同点から同車道を南進し、更に上田市小島419番地西側の土手上を地形に沿って南進し、上田市道保野下小島線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	7	11.10.31
69	舌喰池	上田市手塚地籍の市道手塚山田線と舌喰池東側堤上の管理歩道南端及び舌喰池遊歩道南端との接点を起点とし、同点から同遊歩道を北西進し、さらに北東進し、市道手塚4号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、舌喰池東側堤上の管理歩道との交点に至り、同点から同管理歩道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	6	12.10.31

70	千曲川	上田市大字大屋地籍の大屋橋と国道152号線との接点を起点とし、同点から上田市市道を千曲川右岸沿いに東進し、東御市道田中・西海野線との接点に至り、同点から同市道を千曲川沿いに南東進し、三分川との接点に至り、同点から同川を南進し、千曲川の合流点に至り、同点から同川を南進し、東御市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、上田市道郷仕川原8号線に通じる歩道との接点に至り、同点から同步道を南進し、上田市道郷仕川原8号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、上田市道郷仕川原線との接点に至り、同点から同市道を南進し、上田市道郷仕川原2号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、主要地方道丸子東部インター線との接点に至り、同点から同地方道を西進し、上田市道坂井2号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道石井藤平線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道小坂下線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、国道152号線との接点に至り、同点から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	110	9.10.31
71	箱畳池	北佐久郡立科町大字牛鹿地籍の町道箱畠線と管理道との接点を起点とし、同点から同町道を北西進し、上田市との市町界に至り、同点から市道科平箱畠線を北東進し、市道箱畠2号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、さらに南進し、市道藤原田11号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、立科町との市町界に至り、同点から管理道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	5	12.10.31
72	芸術村公園	東御市八重原地籍の市道山崎久保線と県道丸子北御牧東部線の交点を起点とし、同点から同県道を南進し、市道菖蒲池北線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道白水南線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水中央線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水東線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道新池北線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道明神池線との交点に至り、同点から同市道を東南進し、市道開畠3号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道山根坂線との交点に至り、同点から同市道を東進し、広域農道千曲川2期地区との交点に至り、同点から同農道を南進し、市道中八山根線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道山崎日向線との交点に至り、同点から市道山崎久保線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	53	6.10.31
73	河原山	東御市所在の国道18号線と東御市道田中54号線(通称中村道)との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、更に南東進し、同市道と県道丸子東部インター線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と県道小諸上田線(通称浅間サンライン)との交点に至り、同点から同県道丸子東部インター線を北西進し、更に北東進し、同県道と県道真田東部線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と市道祢津639号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道原口栗林線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道東町横堰線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、更に北東進し、同市道と所沢ダムの堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を南東進し、同堰堤と市道祢津366号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道祢津223号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、更に北進し、同市道と所沢川との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と塩沢橋との接点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と所沢橋との交点に至り、同点から同河川を南西進し、同河川と市道常田新張線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南西進し、同市道と国道18号線との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域	138	14.10.31
74	奈良原	東御市大字新張字奈良原地籍の株式会社中部電力所管の塩沢第2水力発電所を起点とし、同点から同社所管の私道を南進し、県道東部嬬恋線との交点に至り、同点から同県道を西進し、市道祢津243号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、西沢川との交点に至り、同点から同川を北進し、国設浅間鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、県道東部嬬恋線との交点に至り、同点から同県道を南進し、塩沢第2水力発電所の送水管との交点に至り、同点から同送水管を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	87	6.10.31
75	西海野	東御市大字和地籍の東御市道本海野曾根線としなの鉄道との接点を起点とし、同点からしなの鉄道を西進し、上田市と東御市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東進し、笠石川との接点に至り、同点から同河川を北東進し、国道18号線との接点に至り、同点から同国道を東進し、東御市道和4号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、東御市道本海野曾根線との交点に至り、同点から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	10	8.10.31
76	東入	東御市大字和地籍の東御市道和305号線と東御市道和306号線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林上田事業第22林班と第23林班との接点に至り、同点から同境界を北東進し、東御市道田沢東入線との交点に至り、同点から同境界を南東進し、大室山三角点(標高1,146m)に至り、同点から民有林第1002林班と第1008林班との境界に通じる沢を南西進し、標高1,010m地点に至り、同点から同等高線を北西進し、東御市道313号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、民有林第1002林班り小班施業番号2番と同小班施業番号4番との境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林第1002林班り小班施業番号14番との接点に至り、同点から同林班施業番号14番と農耕地との境界を北進し、東御市道和310号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	18	8.10.31
77	田沢	上田市所在の民有林第139林班、同第141林班及び東御市所在の民有林第3林班の接点を起点とし、同点から東御市所在の民有林第3林班と国有林の境界を東進し、同林班ぬ小班施業番号5の北東端と国有林の境界との接点に至り、同点から同点と同林班か小班施業番号10の北西端を結ぶ線を南進し、同10の北西端に至り、同点から同10を南進し、成沢川との接点に至り、同点から同川を南進し、和山林道との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林班ぬ小班施業番号11の南東端と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同林班る小班施業番号4-ニの東端と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、浅間高原カントリー俱楽部ゴルフ場の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、更に同林班る小班施業番号7、同8、同9及び同10と農耕地の境界を南進し、同10と同11の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、成沢川との接点に至り、同点から同川を南西進し、810m等高線との交点に至り、同点から同等高線を西進し、市道和259号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道和260号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道の終点と県道4号線と上田市と東御市の境界の交点を結ぶ直線との接点に至り、同点から同直線を西進し上田市と東御市の境界との接点に至り、同点から同市界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	149	15.10.31

78	菖蒲池	東御市中八重原地籍の東御市道菖蒲池北線と東御市道中八山根線との交点を起点とし、同点から市道中八山根線を南進し、県道丸子北御牧東部線との交点に至り、同点から、同県道を北西進し、市道神楽線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道六地蔵線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上八白水線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道白水中央線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道白水南線との交点に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	42	13,10,31
79	美し松	小県郡長和町大門地籍の大門川と長和町民有林第86林班及び第88林班の林班界との接点を起点とし、同林班界を東進し、同第77林班86林班及び88林班の林班界との接点に至り、同点から同86林班及び77林班の林班界を南進し、同77林班及び78林班の林班界との接点に至り、同点から同77及び78林班の林班界を東進し、同78林班と国有林の境界との接点に至り、同国有林及び民有林界を南進し民有林第78林班及び第79林班の林班界との接点に至り、同点から同民有林班界を北西進し、同78林班及び同86林班の林班界との接点に至り、同点から79林班及び86林班の林班界を北西進し、同79林班及び同85林班の林班界との接点に至り、同点から同85林班及び86林班の林班界を北進し、大門川との接点に至り、同点から同川を北進して起点に至る一円の区域	128	14.10.31
80	白樺りんどう	小県郡長和町大門地籍所在の長和町民有林第87林班及び第89林班の林班界並びに大門山国有林第1122林班の林班界との接点を起点とし、同点から民有林第89林班及び同国有林林班の林班界を西進し、北進し、さらに北東進し、同民有林林班及び同国有林林班の林班界と民有林第97林班の林班界との接点に至り、同点から同第89林班及び同第97林班の林班界を東進し、同第89林班及び同第97林班並びに第96林班の林班界との接点に至り、同点から同第89林班及び第96林班の林班界を北東進し、東南進し、さらに南進し、同第89林班及び第96林班の林班界と大門川の接点に至り、同点から同第89林班の林班界及び同河川を南進し、同第89林班の林班界及び同河川と国道152号線との交点に至り、同点から同第89林班の林班界及び同河川を南進し、同第89林班の林班界及び同河川と第87林班の林班界との接点に至り、同点から同第89林班及び同第87林班の林班界を北西進し、西進して起点に至る一円の地域	77	14.10.31
81	学者村	小県郡長和町と北佐久郡立科町の町界と小県郡長和町長久保地籍の民有林29林班と30林班の林班界との接点を起点とし、同点から同林班界を北西進し、林道大呂出線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、一般国道142号との交点に至り、同点から同国道を北西進し、町道サテライト1号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、民有林26林班と27林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北進し、23林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と26林班の林班界を北進し、25林班の林班界との接点に至り、同点から23林班と25林班の林班界を北東進し、22林班と24林班の林班界との接点に至り、同点から22林班と24林班の林班界を北進し、21林班の林班界との接点に至り、同点から21林班と24林班の林班界を西進し、21林班は小班とに小班との接点に至り、同点から同小班界を北進し、21林班い小班との接点に至り、同点から21林班い小班とは小班の 小班界を東進し、21林班ろ小班の 小班界との接点に至り、同点から21林班い小班とろ小班の 小班界を北東進し、20林班と21林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、20林班ほ小班とへ小班の 小班界との接点に至り、同点から同小班界を北進し、20林班い小班の 小班界との接点に至り、同点から20林班い小班とほ小班の 小班界を東進し、20林班ろ小班の 小班界との接点に至り、同点から20林班い小班とろ小班の 小班界を北進し、19林班と20林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、18林班の林班界の接点に至り、同点から18林班と19林班の林班界を北西進し、17林班の林班界との接点に至り、同点から17林班と18林班の林班界を北進し、16林班の林班界との接点に至り、同点から16林班と18林班の林班界を北進し、小県郡長和町と上田市丸子の市町界との接点に至り、同点から同市町界を東進し、北佐久郡立科町との接点に至り、同点から小県郡長和町と北佐久郡立科町の町界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	312	6.10.31
82	立岩伊勢山	小県郡長和町所在の町道立岩古町線と国道254号線との交点を起点とし、同点から同町道を北進し、町道立岩岡森線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道古町深山線との交点に至り、同点から同町道を南進し、国道254号線との交点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	32	15.10.31
83	大狭間	小県郡長和町野之入地籍の国有林東信森林管理署所管第146林班と追川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、同川と第145林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、更に西進し、第145林班、第146林班及び民有林の境界との接点に至り、同点から第146林班と民有林の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	16	6.10.31
84	長門牧場	小県郡長和町大門地籍の(株)長門牧場レストハウス前駐車場を起点とし、同点から牧場敷地と国有林の境界を北進し、西進し、南進して国有林作業道との接点に至り、同点から作業道を北西進し、牧場敷地と国有林の境界との接点に至り、同点から牧場敷地と国有林の境界を西進し、南進し、東進し、北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	245	無期限
85	琴山	小県郡青木村大字奈良本字向沖地籍の琴山川と林道琴山線との交点を起点とし、同点から同林道を北東進し、民有林14林班と15林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を南東進し、官行造林地と民有林15林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林地と民有林16林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、小県郡青木村と上田市との市村界との接点に至り、同点から同市村界を南西進し、県道下奈良本豊科線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、民有林17林班と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	187	9.10.31
86	諏訪湖	諏訪湖水面一円の区域	1,330	7.10.31
87	ハケ岳農場	茅野市玉川字原山、字原山中沢分地及び諏訪郡原村字原山地籍の財団法人農村厚生協会ハケ岳経営伝習中央農場及び農林省ハケ岳馬冷薯原々種農場並びに茅野市玉川字原山地籍の農林省農事試験場高冷地支場並びにこれらの地域に囲まれている民有地を含む一円の地域	325	無期限

88	宮川・玉川	茅野市宮川地籍の県道茅野小淵沢垂崎線と市道荒神山田線との交点を起点とし、同点から同県道を南東進し、更に南進し、同県道と市道穴山原村線との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道IVB693号線との接点に至り、同点から同市道IVB693号線を南進し、同市道と市道IVB698号線との接点に至り、同点から同市道IVB698号線を南西進し、同市道と市道IVB695号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と前沢川との接点に至り、同点から同川を西進し、同川と弓振川との合流点に至り、同点から同弓振川を西進し、同川と市道田沢向ヶ丘線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道坂室丸山線との接点に至り、同点から同市道坂室丸山線を西進し、同市道と市道北久保田沢線との接点に至り、同点から同市道北久保田沢線を北進し、同市道と市道古御堂線との接点に至り、同点から同市道古御堂線を西進し、同市道と市道荒神北久保線との接点に至り、同点から同市道荒神北久保線を北進し、同市道と市道荒神山田線との接点に至り、同点から同市道荒神山田線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	500	無期限
89	金沢・菖蒲沢	茅野市金沢地籍のJR中央東線と茅野市道IVB1039号線との接点を起点とし、同点から同市道を北東進し、茅野市道IVB1202号線との接点に至り、同点から同市道IVB1202を南進し、原村道3177号線との接点に至り、同点から同村道3177号線を北東進し、茅野市道IVB1052号線との接点に至り、同点から同市道IVB1052を東進し、原村道3158号線との接点に至り、同点から同村道3158号線を東進し、原村道3135号線との交点に至り、同点から同村道3135号線を南東進し、県道神ノ原青柳停車場線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、JR中央東線との交点に至り、同点から同線を北西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域	52	11.10.31
90	立沢	諏訪郡富士見町立沢所在の県道立沢富士見停車場線と町道3487号線との交点を起点とし、同点から同町道を西北進し、町道3403号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、県道茅野北杜垂崎線との交点に至り、同点から同県道を東南進し、本郷鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	101	15.10.31
91	葛窪	諏訪郡富士見町境所在の中央自動車道西宮線と山梨県界(甲六川)との交点を起点とし、同点から中央自動車道西宮線の北東堺を西北進し、町道109号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道7524号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7520号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7495号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7572号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道7587号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7618号線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道7605号線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道7485号線との交点に至り、同点から同町道を北東進し、町道7641号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、町道7651号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、県道富士見高原線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、富士見町境100番地内の道路との交点に至り、同点から同道を東進し、山梨県界との交点に至り、同点から同山梨県界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	128	15.10.31
92	乙事浦梨ため池	諏訪郡富士見町乙事地籍にある町道5725号線と町道4017号線との接点を起点とし、同点から同4017号線を西進し、町道4019号線との分岐点に至り、同点から同4019号線を北進し、通称乙事浦梨ため池北側の畠との境界との接点に至り、同点から同池北側の山林との境界を東進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	1	8.10.31
93	乙事百百ため池	諏訪郡富士見町乙事地籍の町道4110号線と通称乙事百百ため池西側の道との接点を起点とし、同点から同池西側の道路を北進し、町道4113号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、同池と山林との接点に至り、同点から同池と山林・原野・山林・畠との境界を南進し、町道4110号線に至り、同点から同町道を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	1	8.10.31
94	乙事滝の沢ため池	諏訪郡富士見町乙事地籍にある通称乙事滝の沢溜池の北西に位置する町道3936号線と町道4030号線の接点を起点とし、同点から町道4030号線の法尻(ため池南西側斜面下)を南東進し、ため池南西側の水路との接点に至り、水路を東進し、北東進し、ため池排出口に至り、排出口から同池と山林との境界に沿って北東進し、同池への流入口に至り、同池流入口から町道3936号線方向へ山林内を北進し、山林と同町道との接点に至り、同点から同町道を南西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	1	12.10.31
95	立沢東ため池	諏訪郡富士見町立沢地籍にある通称立沢東溜池と町道3917号線、町道3906号線の交点を起点とし、同点から同池と原野、畠との境界を北進し、同池と山林との接点に至り、同点から同池と山林の境界を西進し、同池と畠の接点に至り、同点から同池西側の道路を南進し、町道3906号線との接点に至り、同点から同町道に沿うよう南進及び西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	1	9.10.31
96	柏木	諏訪郡原村柏木地籍の村道3075号線と村道1001号線との接点を起点とし、同点から同村道を南進し、阿久川との交点に至り、同点から同川を西進し、中央高速自動車道西の宮線との交点に至り、同点から同自動車道を北西進し、村道3079号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、村道3191号線との接点に至り、同点から同村道を北西進し、県道払沢茅野線との接点に至り、同点から同県道を東進し、村道3075号線と接点に至り、同点から同村道を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域	52	9.10.31

97	伊那美篋・東春近	<p>伊那市中央区地籍の主要地方道伊那高遠線と主要地方道伊那辰野停車場線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を北東進し、同主要地方道と市道福島沢岡線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道福島手良線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道野底手良線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、更に西進し、同市道と市道野底8号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道野底学校線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道野底南原1号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、更に南進し、市道野底南原3号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道野底南原2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上牧原9号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道野底学校線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道上ノ原幹線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南進し、同市道と市道緑ヶ丘大宮線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道杖突街道線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道中県六道線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に西進し、同市道と市道末広中央線との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道富士塚11号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、更に西進し、同市道と市道富士塚21号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道上牧笠原線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と県道美篋箕輪線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、同県道と市道上大島笠原線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と主要地方道伊那高遠線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、同主要地方道と市道堀尻線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道芦沢河原7号線との交点に至り、同点から三峰川を南東横断し、県道沢渡高遠線の交点に至り、同点から同県道を南西進し、更に南進し、更に北西進し、更に南西進し、</p>	1,365	13.10.31
		<p>市道東原14号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道東原19号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、農道との交点に至り、同点から同農道を南西進し、市道東原27号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道土蔵8号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道洞駒ヶ原線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、更に南進し、市道駒ヶ原線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道宮沢線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道田原上段1号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道田原山際線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道清水坂線との交点に至り、同点から同市道を西進し、更に南進し、市道大坂線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、更に南進し、市道田原山線との交点に至り、同点から同市道を南進し、県道田原車屋線との交点に至り、同点から同県道を北進し、更に北東進し、同県道と主要地方道伊那生田飯田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進し、主要地方道伊那辰野停車場線との交点に至り、同点から同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。</p>		
98	ますみヶ丘	<p>伊那市小沢地籍の市道穴沢線と市道中小沢ますみヶ丘線との交点を起点とし、同点から市道中小沢ますみヶ丘線を南東進し、更に西進し、市道中小沢ますみヶ丘2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道大坊中の原線との交点に至り、同点から同市道を南進し、更に西進し、市道大坊横山線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ますみヶ丘4号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道荒井横山2号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ますみヶ丘内萱線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ますみヶ丘25号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道平沢19号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道平沢13号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道荒井横山線との交点に至り、同点から同市道を北進し、市道西小穴沢線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、市道穴沢線との交点に至り、同点から同市道を東進し、更に北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	119	6.10.31
99	上戸中条	<p>伊那市大字西箕輪地籍の県道与地辰野線と市道梨の木8号線との交点を起点とし、同点から県道与地辰野線を南西進し、同県道と市道中条花岡線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道経ヶ岳植物館との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と山の神橋との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道中条5号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道中条第六点線との交点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道上戸2号線へと通じる道との交点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道梨の木8号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道梨の木8号線との交点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	42	15.10.31
100	上赤須	<p>駒ヶ根市大字中沢の主要地方道伊那生田飯田線と主要地方道駒ヶ根長谷線との交点を起点とし、同点から主要地方道伊那生田飯田線を南西進し、同主要地方道と駒ヶ根市道I-8吉瀬本線との接点に至り、同点から同市道を北進し、吉瀬橋に至り、同橋を北進し、更に同市道を西進し、同市道と市道I-740号線との接点に至り、同点から同I-740号線を北東進し、市道I-739号線との接点に至り、同点から同I-739号線を北進し、更に西進し、同市道と市道I-728号線との接点に至り、同点から同I-728号線を北西進し、同市道と市道I-727号線との接点に至り、同点から同I-727号線を北東進し、同市道と市道I-723号線との接点に至り、同点から同I-723号線を北東進し、同市道と市道I-867号線との接点に至り、同点から同I-867号線を北東進し、同市道と市道I-9小鍛冶線との接点に至り、同点から同I-9小鍛冶線を西進し、同市道と市道I-11下街道本線との接点に至り、同点から同I-11下街道本線を北西進し、同市道と市道4-17号線との接点に至り、同点から同4-17号線を北進し、同市道と主要地方道駒ヶ根長谷線との接点に至り、同点から同主要地方道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	203	8,10,31
101	上の山	<p>上伊那郡辰野町小野雨沢波沼地籍の国道153号と県道檜川岡谷線の交点を起点とし、同点から同県道を西進し、中村地籍において同県道と町道藤沢中村線の交点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と駒沢川の接点(丸山橋)に至り、同点から同川を東進し、同川と国道153号の接点に至り、同点から同国道を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	135	7.10.31
102	荒神山	<p>上伊那郡辰野町樋口地籍の天竜川左岸と町道2227号線の接点を起点とし、天竜川左岸を北東進し、同川と町道2203号線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、同町道と県道与地辰野線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と辰野町道2227号線との交点に至り、同点から同町道を西北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	69	8.10.31
103	しだれ栗	<p>上伊那郡辰野町小野地籍の辰野町道69号線と色白水沢との接点を起点とし、同点から同町道を約200メートル西進し、同町道と北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と辰野町と塩尻市の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、同境界と辰野町と岡谷市の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と色白水沢との接点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	140	10.10.31

104	よこかわ湖	上伊那郡辰野町源上地籍の町道73号線と横川川との交点(源上橋)を起点とし、同点から同川右岸を南進し、日陰沢との接点に至り、同点から同沢を東進し、ダム公園と森林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、横川ダム本堤との接点に至り、同点から同ダム本堤右岸側を東進し、同ダム上流側標高910メートルの等高線との接点に至り、同点から同等高線を南進し、辰野町道654号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、南信森林管理署管内横川国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、辰野町道74号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、辰野町道73号線との交点に至り、同点から同町道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	19	10.10.31
105	羽場垣外	上伊那郡南箕輪村田畠地籍の一般国道153号と大泉川との交差点を起点とし、同点から同川を東進し、天竜川との交点に至り、同点から同川を南進し、村道2020号との交点に至り、同点から同村道を南西進し、明神橋との接点に至り、同点から同橋を南東進し、市道河東線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、新水神橋との交点に至り、同点から同橋を西進し、天竜川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北進し、伊那市と南箕輪村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を北西進し、同市村界と一般県道南箕輪沢渡線(以下「県道」という)との交点に至り、同点から同県道を北東進し、一般国道153号との交点に至り、同点から同国道を北進して起点にいたる線に囲まれた一円の区域	114	6.10.31
106	大芝原	上伊那郡南箕輪村大芝原地籍の中央自動車道西宮線と伊那市と上伊那郡南箕輪村の境界との交点を起点とし、同点から同境界を北西進し、大泉川との接点に至り、同点から同川を東進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	202	11.10.31
107	三本木・中ノ原	上伊那郡南箕輪村大字御子柴地籍の県道大萱荒井線と南箕輪村道2230号線との交点を起点とし、同点から同県道を南東進し、南箕輪村道10号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、中央自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を南西進し、南箕輪村道2217号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、南箕輪村道2218号線との交点に至り、同点から戸谷川に通じる沢を北東進し、同川に至り、同川を北西進し、村道2230号線との交点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	70	9.10.31
108	座光寺	飯田市座光寺地籍の県道市場桜町線と市道座光寺1-59号線(宮崎唐洞線)との接点を基点とし、同点から同市道座光寺1-59号線を北西進し、市道座光寺1-58号線(大堤西の沢線)との接点に至り、同点から同市道座光寺1-58号線を北西進し、市道座光寺188号線との接点に至り、同点から同市道座光寺188号線を北進し、市道座光寺191号線との接点に至り、同点から同市道座光寺191号線を北進し、市道座光寺172号線との接点に至り、同点から同市道座光寺172号線を北東進し、市道座光寺2-61号線(稻荷坂線)との接点に至り、同点から同市道座光寺2-61号線を南東進し、市道座光寺224号線との接点に至り、同点から同市道座光寺224号線を南東進し、市道座光寺223号線との接点に至り、同点から同市道座光寺223号線を南東進し、市道座光寺243号線との接点に至り、同点から同市道座光寺243号線を南東進し、市道座光寺2-62号線(元善光寺北市場線)との接点に至り、同点から同市道座光寺2-62号線を南西進し、県道市場桜町線との接点に至り、同点から同県道市場桜町線を南西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	125	10.10.31
109	柄ヶ洞	飯田市上郷黒田地籍の野底川とアシ沢との合流点を起点とし、同点から同川を北西進し、同川と豆沢との合流点に至り、同点から通称麦ツキ平に通じる尾根を北東進し、同尾根と野底山森林公園歩道との接点に至り、同点から同步道を北東進し、同步道と飯田市座光寺と同市上郷の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、一の沢三角点(標高875.3メートル)を経て、同境界と野底山公園歩道との接点に至り、同点から同步道を南進し、同步道と市道山田パイロット線の接点に至り、同点から同市道を東進し、同道と市道柄ヶ洞山田線との接点に至り、同点から市道柄ヶ洞山田線を南進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点から同保安林界を南西進し、保安林界と市道ハ幡原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点保安林界を北進し、更に西進し、更に南進し、同保安林界とアシ沢との交点に至り、同点から同沢を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	70	7.10.31
110	見晴山	下伊那郡上郷町下黒田地籍の国鉄飯田線と町道南線(通称トロソコ線)の交点(高松踏切)を起点とし、同点から同町道を北西進し、同町道と町道都出線の接点に至り、同点から町道都出線を北東進し、同町道と町道原城北線の接点に至り、同点から町道原城北線を東南進し、同町道と町道駅線の接点に至り、同点から町道駅線を南進し、同町道と国鉄飯田線の交点(高陵踏切)に至り、同点から同鉄道を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	12	無期限
111	御殿山	下伊那郡上郷町別府地籍の町道垣外坂線と町道御殿山線と町道山添線の接点を起点とし、同点から町道山添線を西進し、同町道と町道高松原旧道線の接点に至り、同点から町道高松原旧道線を北進し、同町道と飯田高校校有地と民有地の境界線の接点に至り、同点から同境界線を東進し、更に北進して、同境界線と町道御殿山線の接点に至り、同点から同町道を北進し、同町道と県道市場桜町線の接点に至り、同点から同県道を西進し、同県道と町道中央線の接点に至り、同点から同町道を北進し、同町道と国鉄飯田線の交点に至り、同点から同鉄道を北進し、同鉄道と町道ナギ洞栗林線の交点(高陵橋)に至り、同点から同町道を北進し、上郷町、飯田市中学校組合立高陵中学校の校門に至り、同点から同中学校敷地と民有地の境界線を北進し、同境界線と町道庚申沢線の接点に至り、同点から同町道を北進し、同町道桜畑線との接点に至り、同点から町道桜畑線を北東進し、同町道と町道北線と町道旧院下洞線の接点に至り、同点から町道旧院下洞線を東進し、同町道と町道井の口線の接点に至り、同点から町道井の口線を東進し、同町道と町道北条線の接点に至り、同点から町道北条線を南進し、同町道と県道市場桜町線の接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と町道旧竜西線の接点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と町道垣外坂線の接点に至り、同点から町道垣外坂線を南西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域	57	無期限
112	野底山	下伊那郡上郷町黒田地籍の林道野底山線の棚田橋西端を起点とし、同点から野底川の右岸を南進し、同川と町道横断線との交点(楨林橋)に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と上郷町と飯田市との市町界との交点に至り、同点から同市町界を西北進し、更に北進し、同市町界と信濃路自然歩道との交点に至り、同点から同步道を北進し、同步道と豆沢との交点に至り、同点から豆沢頂上(海拔932メートル標高点)に通ずる尾根を北西進し、同頂上に至り、同点から通称前坂峠に通ずる屋根を北東進し、前坂峠に至り、同点から前坂と坂山川との中間の屋根を東進し、上郷町営水道取水口のえん提に至り、同点から坂山川を北東進し、同川と野底川との合流点に至り、同点から野底川右岸を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域	134	無期限

113	妙琴原	飯田市鼎切石地籍の松川と円悟沢との合流点を起点とし、同点から同川を北進し中部電力送電線松川羽場線との交点に至り、同点から同送電線を北進し県道飯田南木曽線との交点に至り、同点から同道を南東進し林道円悟沢線との接点に至り、同点から同林道を北東進し通称猿倉の泉沢との交点に至り、同点から同沢を南進し円悟沢に至り、同点から円悟沢を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	20	10.10.31
114	今宮	飯田市今宮地籍の市道1—15号線と市道391号線との接点を起点とし、同点から市道1—15号線を北進し、同市道と市道1—23号線との接点に至り、同点から市道1—23号線を北進し、同市道と風越山麓公園管理道路との接点に至り、同点から同管理道路を北進し、同管理道路と213林班と214林班の境界との接点に至り、同点から214林班の境界線を南東進し、松洞川と市道1—14号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道391号線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	40	12.10.31
115	高森町山吹	下伊那郡高森町山吹農業協同組合事務所前の町道中央線を起点とし、同点から同町道を西進し、同町道と一の沢の交点(高森診療所前)に至り、同点から同沢を北進し、同沢と一の沢西尾根の接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と飯島昭彦所有山林と新田下果樹園団地の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、同境界線と松下登所有竹林と新田下果樹園団地の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北進し、同境界線と町道駒場新田線の接点に至り、同点から同町道を南進し、同町道と市の沢尾根の接点に至り、同点から同尾根を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域	16	無期限
116	市田	下伊那郡高森町下市田地籍の間ヶ沢川と町道1—1号線との交点を起点とし、同点から同川を北西進し間ヶ沢堤に至り、同点から同堤に流入する用水を北西進し県道飯島飯田線との交点に至り、同点から同道を北東進し大島川との交点に至り、同点から同川を東進し町道105号線との交点に至り、同点から同道を南進し町道104号線との接点に至り、同点から町道104号線を南西進し町道1—1号線との接点に至り、同点から町道1—1号線を南西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	185	無期限
117	喬木唐沢	下伊那郡喬木村阿島地籍の主要地方道伊那生田飯田線と村道507号線の接点を起点とし、同点から同主要地方道を北東進し、同道と村道223号線の接点に至り、同点から村道223号線を東進し、同道と村道51号線の接点に至り、同点から村道51号線を東進し、同道と村道245号線の接点に至り、同点から村道245号線を南進し、通称帰牛原の南端に至り、同点から同原南端を西進し、通称ハコナギ西尾根上部に至り、同点から同尾根を南進し、同尾根と鞍馬沢の接点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と村道507号線の交点に至り、同点から同道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	24	7.10.31
118	鞍馬沢	下伊那郡喬木村の村道507号線と鞍馬沢の鞍馬橋との交点を起点とし、同沢に沿って東進し、同沢と通称ハコナギ西尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、通称帰牛原の南端と村有林6一ろー10ー1イ林班と6一ろー10ー1ホ林班との交点に至り、同点から同村有林界に沿って東進し、村有林6一ろー10ー1ロ林班と6一ろー10ー1ニ林班との接点に至り、同点から同林班界を南進し、財産区有林7ー1ー75林班と唐沢との接点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と村道5号線との交点に至り、同点から同村道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	106	11.10.31
119	伊久間原	下伊那郡喬木村伊久間地籍の小川渡橋を起点とし、同橋から小川川を南東進し、同川と伊那南部広域農道南信州フルーツラインとの交点に至り、同点から同農道を南進し、同農道と村道567号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、下伊那郡喬木村と飯田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、同境界と県道伊那生田飯田線との接点に至り、同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	210	15.10.31
120	福島町城山	西筑摩郡福島町の一部にして同町地籍追手橋西側北詰を起点とし府県道開田福島線に沿い北進し黒川橋に至り、同所より福島町新開村界を黒川に沿いて西進し、カヨゲ沢を経て城山御料地第9及第17林班南境に沿い児野沢を下りて府県道福島三岳線に合し同所より同道路に沿いて北進し起点に至る線をもって囲まれた地域内一円	427	無期限
121	木曽駒	木曽郡木曽町日義原野地籍所在の正沢川と国道19号線との交点を起点とし、同点から同国道を北東進し、同国道と無佐沢川との交点に至り、同点から同川を南東進し、同川と町道渡沢線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、同町道と町道大棚線との接点に至り、同点から町道大棚線を南東進し、同町道と正沢川との交点に至り、同点から同川を東進し、更に南進し、同川と木曽駒高原保健休養地界との接点に至り、同点から同保健休養地界を南西進し、同保健休養地界と通称きび尾の屋根との接点に至り、同点から同屋根を北西進し、きび尾三角点(標高1,147メートル)に至り、同点から細沢を南西進し、同沢と八沢川との合流点に至り、同点から同川を西進し、更に北西進し、同川と木曽町福島字安林と字小桂の字界との接点に至り、同点から同字界を北東進し、更に北西進し、更に北東進し、更に南東進し、同字界と木曽駒高原保健休養地界との接点に至り、同点から同保健休養地界を南東進し、更に北東進し、同保健休養地界と正沢川との接点に至り、同点から同川を北進し、更に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	789	11.10.31
122	木曽馬の里	木曽郡木曽町開田高原末川地籍の国道361号と町道2-6号線との接点を起点とし、同点から国道361号線を北東進し、町道1-1号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道2-4号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、町道2-6号線との接点に至り、同点から同町道を北進し起点に至る一円の区域	89	8.10.31
123	藪原	木曽郡木祖村大字藪原の県道奈川木祖線と五反田橋との接点を起点とし、同点から同県道を南進し、木曽郡木祖村道大洞線との接点に至り、同点から同村道を南進し、大洞橋との接点に至り、同点から同橋を西進し、林道藪原線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道から木祖郡木祖村道小学校線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、同村道との接点に至り、同村道を北進し、五反田橋との接点に至り、同点から同橋を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	28	7.10.31

124	上松	木曽郡上松町大字小川地籍の滑川と木曽川との接点を起点とし、同点から同川を北西進し、 笹沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、民有林31林班と32林班の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、民有林32林班い小班と同林班へ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林32林班い小班と同林班ろ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、町道高山線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、十王沢川との交点(小脇橋)に至り、同点から同川を西進し、民有林36林班と37林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、町道駒ヶ岳線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道野口野尻線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道野尻線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道滑川線との交点に至り、同点から同町道を東進し、滑川との交点(吉野橋)に至り、同点から同川を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	387	9.10.31
125	名古屋市民休暇村	木曽郡王滝村御岳高原地籍の村道106号線と村道48号線との接点を起点とし、同点から同村道を北西進し、更に南西進し、更に北西進し、村道41号線との接点に至り、同点から同村道を北西進し、更に北東進し、おんたけ2240スキー場のゲレンデ界(尾根)との接点に至り、同点から同ゲレンデ界を東進し、名古屋市民休暇村管理道との接点に至り、同点から同管理道を北進し、更に東進し、名古屋市民休暇村界との接点に至り、同点から同界を北進し、王滝村と同郡木曽町の町村界との接点に至り、同点から同界を東進し、名古屋市民休暇村界との接点に至り、同点から同界を南西進し、村道106号線との接点に至り、同点から同村道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	78	9.10.31
126	大桑村	木曽郡大桑村と上松町の境界とJR中央西線との交点を起点とし、同点から同鉄道を南西進し、県道須原大桑(停)線との交点(第9仲仙道踏切)に至り、同点から同県道を南西進し、木曽郡大桑村道長野線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、木曽郡大桑村道弓矢線との接点に至り、同点から同村道を西進し、国道19号線との接点に至り、同点から同国道を南西進し、木曽郡大桑村と木曽郡南木曽町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、民有林1林班い小班と同林班と小班の境界の沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し、国有林と民有林1林班は小班と同林班に小班との接点に至り、同点から民有林1林班は小班と同林班に小班との境界を北西進し、国有林と民有林との接点に至り、同点から同境界を東進し、飯盛沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、木曽郡大桑村道川北線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、中部北陸自然歩道との接点に至り、同点から同步道を北東進し、大桑村と上松町との境界の交点に至り、同点から同境界を南東進し、起点に至る一円の区域	737	8.10.31
127	奈良井川	松本市芳川野溝地籍の県道松本飛行場線の二子橋東詰を起点とし、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、塩尻市洗馬地籍の県道御馬越塩尻停車場線の太田橋東詰に至り、同点から同橋を渡り西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、県道松本飛行場線の二子橋西詰に至り、同点から奈良井川の堤防である松本市道6006号線を北西進し、奈良井川と鎖川の合流点に至り、同点から鎖川の右岸堤防を西進し、仁科橋南詰に至り、同点から同橋を渡り北詰に至り、同点から鎖川及び奈良井川の堤防である市道7059号線を東進し、島立橋西詰に至り、同点から奈良井川の堤防である市道7097号線、市道8024号線及び市道8049号線を北東進し、県道倭北松本停車場線松島橋西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を北進し、県道316号線新橋西詰に至り、同点から奈良井川左岸堤防を更に北進し、市道8102号線島橋西詰に至り、同点から同橋を渡り東詰に至り、同橋の東詰に至り、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、県道316号線新橋東詰に至り、同点から奈良井川右岸堤防を南進し、奈良井川と大門沢川との合流点に至り、同点から大門沢川を南東進し、国道19号との交点に至り、同点から同国道を南進し、県道倭北松本停車場線との交点に至り、同点から同県道を西進し、同県道松島橋東詰に至り、同点から奈良井川の堤防である市道5004号線、市道5005号線及び市道5029号線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	242	6.10.31
128	生妻池	松本市大字中山地籍の生妻池管理道路と生妻池堤防道路との交点を起点とし、同点から同堤防道路を北西進し同堤防道路と森林界との接点に至り、同点から同森林界を南進し、更に西進し、更に北西進し、同森林界と主要地方道松本塩尻線との接点に至り同点から同県道を北西進し同県道と開成中学校通学路との交点に至り、同点から同通学路を東進し、同通学路と生妻池管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を北東進し、更に南進し、更に南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	12	8.10.31
129	田溝池	松本市大字岡田に所在する田溝池の区域	6	9.10.31
130	並柳	松本市大字並柳地籍の市道3017号線と和泉川との交点(並柳北橋)を起点とし、同点から同市道を南進し、市道3087号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、松本市並柳4丁目と同寿北5丁目の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、松本市大字中山地籍の中山靈園と市道3568号線を結ぶ尾根の山道との接点に至り、同点から同山道を北西進し、市道3568号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、神田2丁目と中山区との接点に至り、同点から神田2丁目と中山区の境界を北進し、主要地方道松本塩尻線との接点に至り、同点から同主要地方道を北進し、市道3029号線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	59	9.10.31
131	千鹿頭池	松本市神田地籍の千鹿頭池水面一円	2	13.10.31
132	山田池	松本市島内山田地籍山田池水面一円	1	14.10.31
133	稻核・水殿・奈川渡湖	松本市安曇大字稻核地籍の稻核ダムの右岸と国道158号の接点を起点とし、同国道を南西進し、入山ずい道から主要地方道奈川木曽線を南西進し、松本市奈川古宿地籍の忠治旅館の前に至り、同点から奈川を横切り、奈川左岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北東進し、奈川渡ダムの正面に至り、同点から梓川右岸を奈川渡ダムの湖面沿いに北西進し、ひぐちドライブイン前に至り、同点から沢渡大橋を経て、国道158号を東進し、同国道と奈川渡ダムセンターの左岸よう壁と東京電力社有地の境界線との接点に至り、同点から梓川左岸を北東進し、水殿ダムの湖面左岸を経て水殿ダムに至り、更に同ダムの左岸よう壁を経て稻核ダムの湖面左岸を東進し、稻核ダムに至り、同点から同ダムに沿って梓川を横切り起点に至る線で囲まれた一円の区域	642	14.10.31
134	寿	松本市寿小赤地籍の松本市道4017号線と北洞川との交点(赤木1号橋)を起点とし、同点から同市道を南進し、県道南原広丘停車場線との交点(松本市と塩尻市の境界の接点)に至り、同点から松本市と塩尻市の市境を東進し、更に北東進し、松本市道4208号線の終点に至り、同点から同市道を北東進し、松本市道4615号線との交点に至り、同点から松本市寿小赤地区と松本市内田地区の区界を西進し、松本市管理道との接点に至り、同点から同管理道を南進し、三叉路に至り、同点から同管理道を北西進し、松本市道4121号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、北洞川との交点に至り、同点から同川を西進し、起点に至る点に囲まれた一円の区域	92	10.10.31

135	小坂田	塩尻市塩尻町柿沢地籍の農道塩尻31号線と小坂田展望台に通じる尾根との接点を起点とし、同点から同尾根を北進し、小坂田公園と私有地の境界(小坂田展望台)との接点に至り、同点から同境界を北進し、塩尻市道蓮台小坂田線との接点に至り、同点から同市道を西進し、塩尻市道町区火葬場線との接点に至り、同点から同市道を東進し、塩尻市道長畠側道5号支線に通じる道路との接点に至り、同点から同道路を東進し、同市道との接点に至り、同点から同市道を東進し、塩尻市道上り側道芦沢明神平線との接点に至り、同点から同市道を南進し、塩尻市道小坂田側道支線との接点に至り、同点から同市道を西進し、農道塩尻30号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、塩尻市道小坂田市民プール線との接点に至り、同点から同市道を西進し、塩尻市道蓮台小坂田線との接点に至り、同点から同市道を南進し、農道塩尻32号線との接点に至り、同点から同農道を南進し、農道塩尻31号線との接点に至り、同点から同農道を南進して基点に至る線に囲まれた一円の区域	39	10.10.31
136	南内田	塩尻市大字片丘南内田地籍の塩尻市市道中原線と市道東山山麓線との交点を起点とし、同点から同市道を北進し、市道赤津原村線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道片丘山麓線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道中原線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、民有林と農地の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、更に西進し、農道片丘85号線との接点に至り、同点から同農道を南西進し、市道中原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	92	11.10.31
137	山清路	東筑摩郡生坂村字上生坂地籍の県道上生坂信濃松川停車場線と犀川との交点(生坂橋)を起点とし、同点から同川左岸を北東進し、東京電力株式会社平発電所取水堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を北東進し、犀川右岸との接点に至り、同点から同川右岸を南西進し、県道上生坂信濃松川停車場線との交点(生坂橋)に至り、同点から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	267	10.10.31
138	生坂	東筑摩郡生坂村字上生坂地籍の県道上生坂信濃松川停車場線の生坂橋東端を起点として、同点から犀川右岸を南進し、東京電力生坂ダム取水えん堤北端に至り、同点から県道上生坂信濃松川停車場線を東進し、同県道と国道19号線との交点に至り、同点から同国道を南進し、同国道と犀川左岸との交点(睦橋南端)に至り、同点から同点左岸を北進し、日野橋北端を経て、東京電力生坂ダム取水えん堤の南端に至り、同点から村道睦郷広津線(通称遊上線)を西進し、遊上地籍の同村道の終点に至り、同点から通称ヤツコ沢を北進し犀川右岸に至り、同点から同左岸を北進し、県道上生坂信濃松川停車場線の生坂橋西端に至り、同点から同橋を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	108	12.10.31
139	神明山	東筑摩郡朝日村大字古見字芦ノ窪地籍の村道古見8号線の起点を基点とし、同点から同村道を北西進し、同村道と上井筋水路との交点に至り、同点から同水路を西進し、同水路と芦ノ池南尾根との交点に至り、同点から同尾根を北進し、東筑摩郡山形村と朝日村との村界の交点に至り、同点から同村界を南東進し、神明山へ至る尾根との交点に至り、同点から同尾根を南進し、神明山(標高878m)を経てさらに南西進し、同尾根と県道新田松本線との交点に至り、同点から同県道を西進して基点に至る線で囲まれた一円の区域	22	8.10.31
140	泉	大町市大字常盤地籍の県道有明大町線と市道泉13号線との接点を起点として、同点から大町市運動公園敷地境界を南東進し、同敷地境界と同運動公園野球場敷地境界フェンスとの接点に至り、同点から同境界フェンスを南東進後南西進し、同境界フェンスと市道泉24号線との接点に至り、同点から同市道泉24号線を北西進し、同市道と市道長畠高根線との接点に至り、同点から貝原堰を北西進し、同堰と中部用水路との接点に至り、同点から同中部用水路を北西進し、同用水路と市道泉48号線との交点に至り、同点から同市道泉48号線を北東進し、同市道と市道泉13号線との接点に至り、同点から同市道泉13号線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	30	11.10.31
141	久保調整池	大町市大字平地籍の市道若宮花見線と久保調整池南東部土羽敷との交点を起点とし、同点から同市道を北西進し、久保調整池管理道との交点に至り、同点から同管理道を北進し、同管理道と大蔵宮堰との交点に至り、同点から同堰を東進し、久保調整池北東部土羽敷との交点に至り、同点から同土羽敷を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域	1	6.10.31
142	会染	北安曇郡池田町会染地籍の県道大町明科線と町道55号線との交点を起点とし、同点から同町道を東進し、町道1号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、町道434号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、中部電力高圧送電線路(北松本・大町線)との交点に至り、同点から同送電線路を南進し、県道大町明科線との交点に至り、同点から同県道を北進し、県道原木戸安曇追分停車場線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、池田町と松川村の町村界との交点(高瀬橋)に至り、同点から同町村界を北進し、町道225号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、県道大町明科線との交点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域	710	6.10.31
143	東山	北安曇郡白馬村堀之内地籍の村道0102号線と白馬村嶺方簡易水道との交点を起点とし、同点から同村道を南西進し、村道1020号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道1019号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、村道1010号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1110号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、県道白馬美麻線との交点に至り、同点から同県道を北進し、村道1114号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、一般国道148号との交点に至り、同点から同国道を北進し、村道1058号線との交点に至り、同点から同村道を北東進し、姫川との交点(姫川橋)に至り、同点から同川を北東進し、飯森沢との合流点(平川合流点)に至り、同点から同沢を南東進し、郷尺窪山(1,059メートル)に至り、同点から郷尺尾根を南進して起点に至る線により囲まれた一円の区域	424	6.10.31
144	落倉	北安曇郡白馬村北城地籍の県道千国北城線と姫川支流の1級河川楠川との交点(瀬戸の橋)を起点とし、同点から楠川を北西進し北安曇郡白馬村と同郡小谷村の村界との接点に至り、同点から同村境を北西進し、更に東進し、更に南東進し同村界と東京電力の送電線・黒部北幹線との交点に至り、同点から同送電線を南進し村道3097号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、更に南進し、更に西進し同村道と県道千国北城線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、更に北西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	240	7.10.31

145	姫川第二ダム	北安曇郡白馬村大字北城地籍の北安曇郡白馬村道0208号線と姫川との交点(通橋)を起点とし、同点から同川右岸境界を南進し、菅沢との接点に至り、同点から同沢右岸境界を南進し、北安曇郡白馬村道0206号線との交点(菅沢橋)に至り、同点から同村道を北西進し、姫川との交点(水神宮橋)に至り、同点から同川左岸境界を北進し、中部電力(株)姫川第二ダム管理所駐車場境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、北安曇郡白馬村道3046号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、北安曇郡白馬村道0208号線との接点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	25	12.10.31
146	皆神山	埴科郡旧豊栄村東条村所在皆神山一円	142	無期限
147	象山	長野市松代町地籍の神田川の神田橋東詰を起点とし、同点から神田川左岸を南東進し、神田川左岸と市道松代西155号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道松代西156号線との交点に至り、同市道を南進し、同市道と農道松代西162号線との接点に至り、同点から同農道を西進し、同農道とシカ・イノシシ侵入防止柵との接点に至り、同点から西進し、林道倉科坂線との接点に至り、同点から北東進し農道松代西156号線との接点に至り、同点から同農道を北西進し、同農道と市道清野中央線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道松代西233号線との接点に至り、同点から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	55	無期限
148	長野市若槻	長野市大字徳間地籍の一般国道18号線と一般国道長野小千谷線との分岐点を起点として、同点から一般国道長野小千谷線を東進し馬屋橋に至り、同橋から駒沢を東進し、日本国有鉄道信越本線に至り、同点から信越本線に沿って東北進し田子川に至り、同点から田子川を北西進し土京川との合流点に至り、同点から土京川を西進し土京橋に至り、同橋から一般国道18号線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	222	無期限
149	大峰山	長野市大字長野字横沢地籍の市道狐池上松線(展望道路)と市道横沢上松線との交点を起点として、同点から同市道狐池上松線を西北進し、同市字しぐれ沢地籍において市道一の鳥居線との交点に至り、同点から市道一の鳥居線を北進し、同市字風越地籍において、大峯山国有林と民有林との交点に至り、同点から、国有林と民有地との境界線沿いに東進し、南浅川に架設された畠山橋に至り、同橋から市道上松新安線を東南進し、市道狐池上松線との交点に至り、同点から市道狐池上松線を西進し、通称六無坂地籍において深田町養老院線との交点に至り、同点から、深田町養老院線を南進し、市道城山湯福線との交点に至り、同点から城山湯福線を西進し、市道横沢上松線との交点に至り、同点から横沢上松線を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	388	無期限
150	小市深沢	長野市大字安茂里小市地籍の国道19号線と泥沢との交点を起点とし、同点から同沢を北進し、同沢と山道との交点に至り、同点から同山道を北西進し、同山道と尾根道との接点に至り、同点から同尾根道を西進し、同尾根道とオシメ沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、同沢と犀沢との合流点に至り、同点から犀沢を南東進し、同沢と長野市水道局松ヶ丘配水場水路との接点に至り、同点から同水路を西進し、同水路と山道との接点(志奈埜市神社)に至り、同点から同山道を北西進し、同山道と通称大沢との接点(三叉路)に至り、同点から同沢を北西進し、同沢と仏沢との合流点に至り、同点から仏沢を南西進し、同沢と県道入山小市線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と平林沢との交点(下深沢橋)に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と旧市道馬神線との交点に至り、同点から同旧市道を南東進し、同旧市道と市道馬神線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と国道19号線との接点に至り、同点から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	185	無期限
151	茶臼山	長野市篠ノ井茶臼山地籍の宇土沢と新滝沢川の合流点を起点として、同点から新滝沢川を西進し市道620号線との交点に至り、同点から同市道を西進し新滝沢水路(水田畠地)との交点に至り、同点から同水路を西進し市道438号線に至り、同市道を西北進し市道452号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し旗塚の終点で断層面の頂点に至り、同頂点と茶臼山730メートルの三角点を直線で結び、同三角点から宇土沢を下流に向かい東南進し新田部落内を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域	122	無期限
152	富士ノ塔山	長野市大字小鍋所在の県道長野小川線と市道小田切12号線との交点を起点とし、同点から同市道を南進し、林道国見線に接続、更に同林道を南進し、林道朝日山線との交点に至り、同点から同林道を南進し、小田切塩生所在において、県道入山小市線へ通じる沢との交点に至り、同点から同沢を南西進し、県道入山小市線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、滝沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	96	15.10.31
153	飯綱高原	長野市大字上ヶ屋所在の市道105号線と市道飯綱東山麓線との交点を起点とし、同点から市道105号線を西進し、県道飯綱高原芋井線の交点に至り、同点から同県道を南進し、達橋沢との交点に至り、同点と市道芋井31号線とを結ぶ線を西進し、市道芋井31号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上一之倉影山線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道芋井960号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、農道芋井24号線との交点に至り、同点から同農道を北東進し、農道芋井20号線との交点に至り、同点から同農道を北進し、ゴルフ場境界線(長野カントリークラブ)との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、県道戸隠高原浅川線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、長野市大字上ヶ屋と戸隠の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、国有林と民有林の境界線との交点に至り、同点から同境界線を東進し、市道飯綱東山麓線との交点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	420	15.10.31
154	豊野	上水内郡豊野町大字豊野字上伊豆毛地籍の町道前橋街道線と町道平出豊野線との接点を起点とし、同点から町道平出豊野線を北西進し、同町道と開拓道路上神代線との接点に至り、同点から同開拓道路を北東進し、同開拓道路と町道一里塚第2線との交点に至り、同点から更に開拓道路を東進し、上神代開拓地を経て、同開拓道路と町道浅野街道線との接点に至り、同点から同町道を東進し、同町道と町道何平、泉平線との交点に至り、同点から町道何平泉平線を北進し、鳥居川の大倉橋に至り、同点から町道郷道線を東南進し、上浅野、神田各部落を経て、同町道と町道前橋街道線との接点に至り、同点から町道前橋街道線を西進し、小瀬、伊豆毛の各部落を経て、起点に至る線で囲まれた一円の区域	331	無期限

155	大頭山	上水内郡戸隠村地籍の戸隠有料道路と渕隈沢との交点を起点とし、同点から同沢を南進し、同沢と村道4,028線との交点に至り、同点から同村道を西進し、同村道とミノワ沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、同沢と戸隠有料道路との交点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	83	無期限
156	信州新町牧野島城址公園	上水内郡信州新町大字牧野島地籍の国道19号と町道牧野島下市場線との接点を起点とし、同点から同町道を南東進し、同町道と町川沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、同沢と犀川との接点に至り、同点から同川を下流へ西進し、同川と国道19号との接点(大原橋)に至り、同点から同国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	12	無期限
157	琅鶴湖	長野市信州新町牧野島所在の国道19号線と犀川との交点(大原橋)を起点として、同点から同川左岸を東進し、同川左岸と東京電力水内ダムとの交点に至り、同点から同ダムを渡り犀川右岸を西進し、同右岸と大原橋との交点に至り、同点から同橋を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	100	15.10.31
158	戸倉上山田	埴科郡戸倉町磯部地籍の県道聖高原戸倉線と更級郡上山田町と埴科郡戸倉町の境界との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、県道長野上田線との交点に至り、同点から同県道を南進し、宮沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、上山田町大字上山田字城山地籍3,555-1番地に至り、同点から戸倉町大字羽尾字御林地籍内標高点(標高891.3メートル)に通じる尾根を北西進し、同点に至り、同点から戸倉町大字若宮字山寺入地籍3,122番地に通じる尾根を北東進し、戸倉町道2-3号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、県道長野上田線との交点に至り、同点から同県道を南進し、県道大町麻績インター線との交点に至り、同点から同県道を東進し、戸倉町道1-8号線千曲川右岸堤防線との交点に至り、同点から同町道を南進し、国道18号線との交点に至り、同点から同国道を南進し、埴科郡坂城町と埴科郡戸倉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、更級郡上山田町の境界との接点に至り、同点から埴科郡坂城町と更級郡上山田町の境界を西進し、千曲川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北進し、萬葉の里スポーツエリア(都市公園)と私有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、女沢川との交点に至り、同点から同川を北東進し、千曲川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	214	無期限
159	坂城町千曲川流域	埴科郡坂城町中之条地籍の国道18号と谷川との交点を起点とし、同点から同川を北西進し、同川と千曲川との合流点に至り、同点から同町網掛団地へ向かい千曲川を横断して、サイクリングロードに至り、同点から同サイクリングロードを北西進し、同サイクリングロードと坂城町と更級郡上山田町との町界との交点に至り、同点から同町界を北西進し、千曲川を横断して、同町界と国道18号との交点に至り、同点から国道18号を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	250	無期限
160	中倉山	上高井郡高山村大字奥山田字鎌田地籍の主要地方道豊野南志賀公園線と村道鎌田線との交点を起点とし、同点から同村道を東進し、通称たこち原を経て主要地方道豊野南志賀公園線との接点に至り、同点から同主要地方道を東進し、同主要地方道と高山村と山ノ内町の町村界との交点に至り、同点から同町村界を東進し、笠ヶ岳(標高2,075.8メートル)に至り、同点から通称不動沢の始点に至る沢を南西進し、通称不動沢の始点(標高1,660.5メートル)に至り、同点から同沢を南進し、同沢と林道山田入線との交点に至り、同点から同林道を西進し、同林道と主要地方道豊野南志賀公園線との接点に至り、同点から同主要地方道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	888	14.10.31
161	矢筒山	上水内郡牟礼村大字牟礼地籍の国鉄信越本線と県道長野荒瀬原線との交点を起点とし、同点から同県道を南西進し、同県道と村道K1-3号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、更に南西進し、同村道と村道K2-5号線との接点に至り、同点から同村道K2-5号線を北西進し、更に西進し、同村道と村道M3-47号線との接点に至り、同点から同村道M3-47号線を北進し、更に北西進し、更に北進し、更に北東進し、更に北西進し、更に南西進し、同村道と県道野村上牟礼停車場線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と国鉄信越本線との交点に至り、同点から同信越本線を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	13	無期限
162	向山	上水内郡飯綱町大字芋川地籍の斑尾大橋と町道風坂汐水線との接点を起点とし、同点から同町道を北西進し、町道向中真引線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道町向山線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道田中日向線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道旧東光寺中村線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道中野北線との交点に至り、同点から同町道を東進し、町道今里向山線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道今里1号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道今里線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道今里西線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道梅峯線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道日向線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道宮平線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道寺村向山線との交点に至り、同点から同町道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	85	11.10.31
163	大洞	上水内郡小川村大字稻丘日本記地籍の県道信濃信州新線と県道小川長野線との交点を起点とし、同点から県道信濃信州新線と村道9号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道9号線支21との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道1号線支28との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1号線との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道1号線支33との交点に至り、同点から同村道を北東進し、小川村と鬼無里村の村界との交点に至り、同点から同村界を東進し、村道22号線支3との交点に至り、同点から同村道を南進し、村道22号線との交点に至り、同点から同村道を西進し、県道小川長野線との交点に至り、同点から同県道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	270	6.10.31
164	飯綱山麓	上水内郡信濃町所在県道柄原郷信濃線と町道5025号線(富ヶ原1号線)の交点を起点として、同点から同町道を東進し町道5023号線(原富ヶ原線)との接点に至り、同点から同町道を北進し宮裏用水との接点に至り、同点から同用水を東進し町道3022号線(古間町中村線)との接点に至り、同点から同町道を南進しさらに町道5044号線(板橋線)を南進し県道柄原郷信濃線との接点に至り、同点から同県道を北進し稻付用水との交点に至り、同用水を北西進し町道5031号(富ヶ原8号線)との接点に至り、同点から同町道を北東進し町道5029号線(中村富ヶ原線)との接点に至り、同点から同町道を東進し町道5025号線(富ヶ原1号線)との接点に至り、同点から同町道を北進し、さらに東進して起点に至る線により囲まれた区域	261	15.10.31

165	浜津ヶ池	中野市長丘地籍の国道403号と市道七瀬1号線との接点を起点とし、同点から市道七瀬1号線を西進し同市道と市道片塩24号線との交点に至り、同点から市道片塩24号線を南進し同市道と市道片塩牛出線との交点に至り、同点から市道片塩牛出線を西進し、更に北進し同市道と市道片塩33号線との接点に至り、同点から市道片塩33号線を西進し同市道と市道片塩牛出線との接点に至り、同点から市道片塩牛出線を西進し同市道と県道三水中野線との接点に至り、同点から県道三水中野線を北進し同県道と中野市と旧下水内郡豊田村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を北進し同市村界と市道大俣3号線との接点に至り、同点から市道大俣3号線を北進し同市道と市道大俣29号線との接点に至り、同点から市道大俣29号線を東進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を東進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を東進し同市道と市道長嶺ニュータウン30号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン30号線を北進し同市道と市道長嶺ニュータウン19号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン19号線を北進し同市道と市道長嶺ニュータウン15号線との交点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン15号線を北進し、更に東進し、更に南進し同市道と市道長嶺ニュータウン24号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン24号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン25号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン25号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン20号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン20号線を南進し同市道と市道長嶺ニュータウン28号線との接点に至り、同点から市道長嶺ニュータウン28号線を南進し同市道と市道七瀬大俣線との接点に至り、同点から市道七瀬大俣線を南進し、更に北進し、更に南進し、更に北東進し同市道と市道七瀬古牧線との交点に至り、同点から市道七瀬古牧線を南進し同市道と国道403号との接点に至り、同点から国道403号を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	194	15.10.31
166	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の県道宮村湯田中停車場線の星川橋を起点とし、同点から同県道を南西進し、国道292号線との交点に至り、同点から同国道を北西進し、山ノ内町と中野市との市町界に至り、同点から同市町界を北東進し、国道403号線の夜間瀬橋との交点に至り、同点から同国道を東進し、下高井郡山ノ内町道砂止夜間瀬線との交点に至り、同点から同町道を南東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	91	7.10.31
167	樽川	飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢線と烏川との交点を起点とし、同点から同川を西進し、樽川右岸の堤防道路との接点に至り、同点から同堤防道路を南進し、下高井郡木島平村道604号線と交点に至り、同点から同村道を西進し、樽川左岸堤防道路との交点に至り、同点から同堤防道路を北進し、飯山市大字瑞穂337番地270との接点に至り、同点から飯山市道4-302号線の庚申塔を直線で結び庚申塔に至り、同点から同市道を南進し、県道飯山野沢線との交点に至り、同点から県道飯山野沢線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	20	7.10.31